

更生保護制度施行 75 周年記念全国大会会場の公募について

令和 6 年 6 月
法務省保護局

法務省保護局では、本年 10 月に更生保護制度施行 75 周年記念全国大会の開催を予定しており、同大会の会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

1 更生保護制度施行 75 周年記念全国大会の目的等

令和 6 年、我が国における更生保護制度が施行されて本年で 75 周年を迎える。平成から令和へと新しい時代を迎えた令和元年、天皇皇后両殿下の御臨席を仰ぎ、更生保護制度施行 70 周年記念全国大会を挙げてからの 5 年間、社会経済情勢が急激に変動するなど、更生保護を取り巻く環境は更に複雑化している。このような中であっても、更生保護関係者のひたむきな、たゆまぬ努力により、更生保護は地域社会と共に着実に歩み、そして、確かに地域社会に根付いてきた。その活動の広がりや、地域社会にとっての貴重な財産となり、刑事司法の領域にとどまらない。

令和 4 年に更生保護法が改正され、令和 5 年には第二次再犯防止推進計画が策定された。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、生きづらさを抱え犯罪や非行をした人たちが地域で孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、息の長い支援を行うことが極めて重要とされる中で、更生保護の果たすべき役割は重く、更生保護への期待はますます高まっている。

この記念すべき時に当たり、更生保護制度施行 75 周年記念全国大会を開催し、厳粛かつ盛大に式典を挙げて功労者の顕彰を行うとともに、更生保護関係者の士気の高揚と時代の変化に適応した更生保護の在り方に関する意識の統一を図り、もって更生保護制度の一層の充実と発展を期そうとするものである。

2 更生保護制度施行 75 周年記念全国大会の開催概要

(1) 開催日時：令和 6 年 10 月 2 日（水）

(2) 参加者：全国の更生保護事業関係者 約 1,400 名
関係機関・団体の代表 約 100 名

(3) スケジュール（案）

令和6年10月1日（火）

会場 設営

時間は要相談

令和6年10月2日（水）

リハーサル

午前中

受付開始

（午前11時）

式典

（午後1時）

講演

（午後2時20分）

閉会

（午後3時30分 全日程終了）

3 会場の条件

以下の条件を備えた会場を確保すること。

（1）会場全体の条件

- ・ 法務省（千代田区霞が関1-1-1）から直線距離で2キロメートル以内に所在していること。
- ・ JR若しくは地下鉄の駅から徒歩5分圏内であること。
- ・ 最寄り駅が、東京駅から乗換え時間等も含め5分以内であること。
- ・ （2）の条件を満たす会場・施設等を確保すること（各会議場の附帯設備（音響・照明等）の使用を含む。）。
- ・ 建物内にエレベーター又はエスカレーターを備えていること。
- ・ 敷地内に30台以上の車が駐車できる駐車場又は駐車場所を有すること。
- ・ 駐車場、貴賓室及びホールの間一般の来場者と接しない導線を確保できること。
- ・ 受付及びロビーについて資料の頒布、手荷物検査及び物品の販売が可能であること。
- ・ 冷暖房等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が当日常駐していること。

（2）各会場・施設等の条件

ア ホール

必要数：1

必要とする日：令和6年10月1日（火） 午前9時から午後5時

令和6年10月2日（水） 午前9時から午後5時

想定人数：約1,500名

その他：・ 想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。

・ 会場内にステージ（舞台）があること。

・ 音響、照明設備、AV機器を備えていること。

・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクが使用できること。

・プロジェクター、スクリーンが使用できること。

イ 貴賓室

必要数：1

必要とする日：令和6年10月1日（火） 午前9時から午後5時

令和6年10月2日（水） 午前9時から午後5時

想定人数：10名

その他：想定人数が使用できる机、椅子を備えること。

ホールと同フロア又は上下1階フロア以内に備えること。

ウ 来賓等控室

必要数：7以上

必要とする日：令和6年10月1日（火） 午前9時から午後5時

令和6年10月2日（水） 午前9時から午後5時

想定人数：各15名（4室以上）、各2名程度（3室以上）

その他：想定人数が使用できる机、椅子を備えること。

ホールと同フロア又は上下1階フロア以内に備えること。

エ スタッフ控室

必要数：1以上

必要とする日：令和6年10月1日（火） 午前9時から午後5時

令和6年10月2日（水） 午前9時から午後5時

想定人数：40名

その他：ホールと同フロア又は上下1階フロア以内に備えること。

（3）使用物品の賃貸借及び会場設営・運営業務等の条件

別途保護局が提示する使用物品を備え付けるとともに、使用物品を使用した会場設営及び運営業務を遂行できること。また、会場契約とは別途オンライン業者の調達を想定しており、業者による機材調整等が可能であること。なお、使用予定の物品については、別紙のとおりである。

4 会場借用期間

令和6年10月1日（火） 午前9時から午後5時

令和6年10月2日（水） 午前9時から午後5時

5 施設使用に係る借料の支払条件

- (1) 本公募による支払いは、施設使用料及び附帯設備使用料とする。
- (2) 施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

6 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、次に定める資格を有する者であること。
 - ア 法務省から業務等について指名停止を受けている期間中でないこと。
 - イ 公募公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

7 応募方法

本件応募に当たり、説明会の開催は予定していないため、下記(4)に定める担当者まで電話で問い合わせの上、下記(2)に定める資料を提出すること。

なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。

(1) 問合せ期間

令和6年6月10日（月）から令和6年7月5日（金）
午前10時から午後6時

(2) 提出書類

ア 別添1「更生保護制度施行75周年記念全国大会開催に伴う会場借上の公募申込書」

イ 別添2「実施証明書」及び証明資料

ウ 別添3「誓約書」及び役員等名簿（別添様式による）

※ 提出後の誓約書については、個人情報保護に関する法律により、利用目的以外の利用や提供は制限されています。

(3) 申込書等提出期日

令和6年7月12日(金)午後6時必着

(4) 問合せ、申込書等提出先

法務省保護局更生保護振興課 担当：土川、福沢

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 15階

電話： 03-3580-4111 (内線2615)

メールアドレス： hogo-chikatsu@i.moj.go.jp

(5) 申込書等提出方法

意思表示は、上記(2)の書類一式を上記(3)までに直接(持参)又は郵送により3部(正本1部及び副本2部)提出するものとする。

関連資料は、次の項目について必ず明記すること。

ア 標題は、「更生保護制度施行75周年記念全国大会開催に伴う会場借上の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。

イ 書類に関する連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス等)を明記すること。

ウ 「実施証明書」については、事実を証明する資料(A4版縦長横書とする。)を添付すること。

8 選定方法

(1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、速やかに対応すること。

(2) 応募後、必要に応じて、メール(電話)による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学、オンラインによる打合せ等を行う場合がある。

(3) 提出書類の審査及び施設の実地調査により、上記3に掲げる各条件を具備し、借料、交通の利便性、記念大会を実施するに相応しいか等を総合的に判断し決定する。

なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。

(4) 審査結果については、令和6年7月19日(金)までに応募者全員に連絡する予定とする。

9 契約書の作成

本件公募により、契約の相手方が決定したときは、令和6年8月2日(金)頃を契約予定日として、別添様式の契約条項を承諾の上、契約書を取り交わすものとする。

10 その他

受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

別紙

使用用途	使用物品
音響	音響設備一式
	マイクロホン
	ワイヤレスマイクロホン
	ステージ用マイクロホンスタンド
	C D プレイヤー
	C D レコーダ（録音料込み）
	C D（メディア）
映像	映像設備一式
	プロジェクター一式
	スクリーン一式
	D V D プレイヤー
照明	照明設備一式
備品	講演台
	司会台
	花台
	松盆栽
	講演者用ハイチェア
	吊り看板
	立て看板
	トランシーバー
	緞帳
	長テーブル
オペレーター等	音響・映像・照明に係るオペレーター
レセプション・クローク業務	案内・クローク業務

※必要に応じ、使用する備品に変更がある場合があります。
 ※具体的な名称及び個数は別途調整します。